

# 労災かくし事件の送検件数・送検事例

(山梨労働局管内)

## 労災かくし事件の送検件数

近年増加傾向

令和3年以降、毎年、労災かくし事件の送検あり

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 (1月12日現在)
0件	0件	0件	0件	1件	1件	5件	1件

山梨労働局管内における労働安全衛生法第100条第1項・労働安全衛生規則第97条第1項違反による送検件数

「労災かくし」は司法処分(送検)を含めて厳正に対処します

## 労災かくし事件の送検事例

送検年月	事業者の業種	事件概要
令和3年 12月	林業	造林作業現場において、労働者Aは、枝払い等の作業を行っていたところ、チェーンソーで左膝を切り、左膝切創を負った。労働者Aは4日以上休業したが、事業者は、遅滞なく、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなかった。
令和4年 9月	道路貨物 運送業	貨物自動車の荷台上において、労働者Aは、荷物の結束作業を行っていたところ、荷台から墜落して、左恥骨骨折等を負った。労働者Aは4日以上休業したが、事業者は、遅滞なく、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなかった。
令和5年 2月	建設業	護岸工事現場において、労働者Aは、エアーチッパーを使用してコンクリートの破碎作業を行っていたところ、エアーチッパーの先端部分を右足の甲に接触させ、右第2中足骨骨折等を負った。労働者Aは4日以上休業したが、事業者は、遅滞なく、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなかった。
令和5年 2月	建設業	資材置場において、労働者Aは、資材の整理作業を行っていたところ、資材を左手母指に落下させ、左母指末節骨開放骨折等を負った。労働者Aは4日以上休業したが、事業者は、遅滞なく、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなかった。
令和5年 3月	建設業	耐震補強工事現場のマンホール内において、労働者Aは、汚水管内にエアープラグを取り付ける作業を行っていたところ、エアープラグが外れ、エアープラグ等が飛来し、胸骨骨折等を負った。労働者Aは4日以上休業したが、事業者は、遅滞なく、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなかった。
令和5年 6月	製造業	工場内において、労働者Aは、機械に投入した製品の状況を確認するため、通路を歩いていたところ、転倒し、左膝打撲等を負った。労働者Aは4日以上休業したが、事業者は、遅滞なく、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなかった。
令和5年 11月	建設業	送電線鉄塔建設工事現場において、労働者Aは、建設機械を使用して鉄塔基礎の撤去作業を行っていたところ、同建設機械が転倒した。転倒と同時に、労働者Aは、運転席から飛び降りたが、その際、膝関節打撲等を負った。労働者Aは4日以上休業したが、事業者は、遅滞なく、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなかった。
令和6年 1月	建設業	ずい道掘削現場において、労働者Aは、吹付機の油圧バルブを操作していたところ、不意に、バルブ付近の電源ケーブルのリールが回転し、リールと吹付機の間左手首を挟み、左橈骨遠位端関節内骨折等を負った。労働者Aは4日以上休業したが、事業者は、遅滞なく、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなかった。